

やまゆりホーム運営規程

(指定介護老人福祉施設)

(目 的)

第1条 社会福祉法人横浜鶴声会が運営する特別養護老人ホームやまゆりホーム(介護保険法の指定介護老人福祉施設、以下「施設」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とします。

(運営方針)

第2条 施設の運営にあたっては、介護保険法及び関係法令を遵守し、高齢者の福祉増進に努めるものとします。

2 指針

- (1) 可能な限り、居宅生活への復帰を念頭に置きながら適切な介護を目指します。
- (2) 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者及びその家族の立場に立ってサービスの提供に努めます。
- (3) 介護サービスの管理、評価を常に行い、その内容の充実及び質の向上を目指します。
- (4) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は次のとおりです。

名 称	特別養護老人ホームやまゆりホーム
所在地	横浜市鶴見区獅子ヶ谷二丁目 15 番 18 号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設の事業に従事する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりです。

- (1) 管 理 者 1 名
管理者は、やまゆりホーム職員の管理及び管理を一元的に行います。
- (2) 医 師 1 名
入所者の健康管理、及び療養上の指導等を行います。
(必要に応じ他の医療機関の協力を得ます。)
- (3) 生 活 相 談 員 1 名
入所者の心身の機能維持、あるいは家族の心身の負担軽減等、生活上の相談を受け、解決のための調整・助言等を行います。
- (4) 介 護 職 員 27 名
入所者の心身及び機能の状況等に応じ、日常的な介助支援を行います。
- (5) 看 護 職 員 4 名
入所者に必要な療養上の世話又は診療の補助を行います。
- (6) 管 理 栄 養 士 1 名
入所者の栄養状態を管理し、栄養ケア計画等をたて支援します。
- (7) 機能訓練指導員 1 名
日常生活を営むのに必要な機能減退防止のための訓練指導等を行います。
- (8) 介護支援専門員 1 名
要介護者等の依頼を受けて、サービス計画の作成、サービス事業者との連絡調整又は介護保険施設の紹介等便宜の提供を行います。

(利用定員)

第 5 条 施設の利用定員は、次のとおりです。

特 養 施 設 8 0 名

(事業内容)

第 6 条 施設の事業内容は次のとおりとします。

- (1) 日常生活上の支援
心身機能の能力に応じ、排泄・入浴・食事・移動等の介助を行います。
- (2) 機能訓練
心身機能を維持し、その活性化を図るための各種サービスを提供します。
- (3) 健康管理
医師、看護職員が入所者の健康状態を看て、健康保持に必要な措置、助言等を行います。
- (4) 相談及び援助
入所者及びそのご家族等からの様々な悩み・苦情・ご相談に対し支援します。
- (5) 栄養管理
管理栄養士が中心となり、他職種と共同し栄養ケアマネジメント等、栄養状態を管理します。
- (6) 口腔機能維持
歯科医師、歯科衛生士より年 2 回、口腔内における状態を確認し、口腔状態を管理します。

(医療の提供)

第 7 条 医療を必要とする場合は、下記嘱託又は協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

(1) 嘱託医

医療機関の名称	つるみクローバークリニック
所在地	横浜市鶴見区下末吉 6－3－2 5 クリニックセンター三ツ池公園 1 0 2
診療科	内科・皮膚科・神経内科・整形外科・その他

(2) 協力医療機関

医療機関の名称	平和病院
所在地	横浜市鶴見区東寺尾中台 2 1－1
診療科	内科・外科・整形外科・その他

医療機関の名称	生麦病院
所在地	横浜市鶴見区生麦 1－1 4－2 1
診療科	内科・外科・消化器科・整形外科

医療機関の名称	片山整形外科記念病院
所在地	横浜市鶴見区北寺尾 4－1 3－1
診療科	整形外科

(3) 協力歯科医療機関

医療機関の名称	佐藤歯科医院
所在地	横浜市鶴見区下野谷町4-145-2

(4) その他定期往診来所の医療機関

医療機関の名称	佐藤眼科医院 (院長 佐藤先生)
所在地	横浜市鶴見区北寺尾 1-4-14
診療科	眼科
来所日	毎月第1・3月曜日 午後

医療機関の名称	鶴見西井病院 (院長 西井先生)
所在地	横浜市鶴見区北寺尾 3-3-1
診療科	精神科
来所日	毎月第2・4木曜日 午後

(利用料その他の費用の額)

第8条 施設の利用料は、介護保険法に準拠します。

2. サービス自己負担費、居住費、食費は別表1の「料金表」に定めるとおりです。
3. 前項以外の「その他費用」の料金は、別表2に定めるとおりです。

(ご利用に当たっての留意事項)

第9条 施設の入所者は、次の事項を遵守していただきます。

- (1) 恣心により、他の入所者に迷惑を及ぼす行為をしてはいけません。
- (2) 施設、設備、備品は、損傷又は紛失しないよう大切に取扱っていただきます。
- (3) 喫煙は出来ません。館内は全面禁煙です。
- (4) 居室又は寢室を許可なく変更は出来ません。

(守秘義務)

第10条 施設の従業者は、入所者又はそのご家族の個人情報をみだりに第三者に漏らさない様に致します。また、個人的に利用致しません。在職中はもとより退職後も同様と致します。

(苦情処理)

第11条 入所者又はそのご家族等からの苦情に対しては、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口を設置、担当者を配置、事実関係の調査、相手方への説明及び記録等必要な措置を講じるものとします。

(緊急時等の対応)

第12条 入所者の心身に緊急を要する事態が生じたときは、速やかに主治医あるいは協力医療機関の協力を得る等適切な措置を講じるものとします。

(非常災害対策)

第13条 管理者は、非常災害に備え、施設の点検整備、避難、救出訓練等を実施します。

- (1) 消火、避難警報その他防火に関する設備及び、火災発生の恐れがある場所の点検。
- (2) 地域住民や関係機関等を交え、所管消防署との連携及び避難、救出訓練の実施。
- (3) 前各号に掲げる事項の実施については、管理者が定めます。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に（年2回以上）実施します。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(虐待防止に向けた体制等)

第15条 管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者としします。

- (1) やまゆりホームでは、虐待防止検討委員会を設け、その責任者は管理者としします。
- (2) 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施します。
- (3) 職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。（4月及び10月に実施）
- (4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

(職場におけるハラスメント)

第16条 事業者は、適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第17条 やまゆりホームは、職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし又、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回
- 2 事業者は、利用者に対する介護に直接携わる従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとしします。
- 3 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。その職を退いた後も、又、同様とする。
- 4 ご利用に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより緊急やむを得ない理由を記録する。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、理事長と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(再入所)

第18条 入所者が疾病又は負傷のため、医療施設での入院加療が必要なときは、一時退所していた
だき、治癒後再入所の措置を講じることができるものとします。

付 則

(施行の期日)

この規程は平成12年14月1日から施行

この規程は平成13年14月1日から施行

この規程は平成14年14月1日から施行

この規程は平成14年10月1日から施行

この規程は平成17年10月1日から施行

この規程は平成19年01月1日から施行

この規程は平成21年 4月1日から施行

この規程は平成24年10月1日から施行

この規程は平成25年11月1日から施行

この規程は平成27年 2月1日から施行

この規程は平成27年 4月1日から施行

この規程は平成29年 4月1日から施行

この規程は平成30年 4月1日から施行

この規程は令和 元年10月1日から施行

この規程は令和 2年 4月1日から施行

この規程は令和 3年 4月1日から施行

この規程は令和 5年12月1日から施行

この規程は令和 6年 4月1日から施行

この規程は令和 7年 4月1日から施行

【個人情報に関する基本方針】

社会福祉法人横浜鶴声会（以下、「法人」という）は、利用者等の個人情報を適切に取扱うことは、介護サービスに携わるものの重大な責務と考えます。

法人が保有する利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取扱いに努力するとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ることに努めます。

特別養護老人ホーム やまゆりホーム

施設長 晝 間 靖 裕